

令和2年村上市議会第2回定例会会議録（第1号）

○議事日程 第1号

令和2年6月9日（火曜日） 午前10時開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 請願第 2号 30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書の採択を求める請願書
- 第 5 報第 5号 村上市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 報第 6号 村上市土地取得特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 報第 7号 村上市下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 報第 8号 村上市一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について
- 報第 9号 令和元年度村上市上水道事業会計予算繰越の報告について
- 第 6 報第 10号 専決処分の報告について
- 第 7 議第 58号 村上市副市長の選任について
- 第 8 議第 59号 村上市農業委員会委員の任命について
- 議第 60号 村上市農業委員会委員の任命について
- 議第 61号 村上市農業委員会委員の任命について
- 議第 62号 村上市農業委員会委員の任命について
- 議第 63号 村上市農業委員会委員の任命について
- 議第 64号 村上市農業委員会委員の任命について
- 議第 65号 村上市農業委員会委員の任命について
- 議第 66号 村上市農業委員会委員の任命について
- 議第 67号 村上市農業委員会委員の任命について
- 議第 68号 村上市農業委員会委員の任命について
- 議第 69号 村上市農業委員会委員の任命について
- 議第 70号 村上市農業委員会委員の任命について
- 議第 71号 村上市農業委員会委員の任命について
- 議第 72号 村上市農業委員会委員の任命について
- 議第 73号 村上市農業委員会委員の任命について
- 議第 74号 村上市農業委員会委員の任命について
- 議第 75号 村上市農業委員会委員の任命について

- 議第 76号 村上市農業委員会委員の任命について
- 議第 77号 村上市農業委員会委員の任命について
- 議第 78号 村上市農業委員会委員の任命について
- 第 9 議第 79号 専決処分の承認を求めることについて
- 議第 80号 専決処分の承認を求めることについて
- 議第 81号 専決処分の承認を求めることについて
- 議第 82号 専決処分の承認を求めることについて
- 議第 83号 専決処分の承認を求めることについて
- 議第 84号 専決処分の承認を求めることについて
- 議第 85号 専決処分の承認を求めることについて
- 議第 86号 専決処分の承認を求めることについて
- 議第 87号 専決処分の承認を求めることについて
- 議第 88号 専決処分の承認を求めることについて
- 第10 議第 89号 専決処分の承認を求めることについて
- 議第 90号 専決処分の承認を求めることについて
- 議第 91号 専決処分の承認を求めることについて
- 議第 92号 専決処分の承認を求めることについて
- 議第 93号 専決処分の承認を求めることについて
- 議第 94号 専決処分の承認を求めることについて
- 第11 議第 95号 専決処分の承認を求めることについて
- 議第 96号 専決処分の承認を求めることについて
- 議第 97号 専決処分の承認を求めることについて
- 議第 98号 専決処分の承認を求めることについて
- 議第 99号 専決処分の承認を求めることについて
- 第12 議第100号 消防ポンプ自動車（CD—I型）購入契約の締結について
- 議第101号 消防団消防用ポンプ積載車及び小型動力ポンプ購入契約の締結について
- 議第102号 村上市税条例の一部を改正する条例制定について
- 議第103号 村上市手数料条例の一部を改正する条例制定について
- 議第104号 公の施設に係る指定管理者の指定について
- 第13 議第105号 令和2年度村上市一般会計補正予算（第4号）
- 第14 議第106号 令和2年度村上市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 議第107号 令和2年度村上市簡易水道事業会計補正予算（第1号）

○本日の会議に付した事件

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 諸般の報告

追加日程第 1 常任委員の辞任について

日程第 4 請願第 2 号 30 人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 復元に係る意見書の採択を求める請願書

日程第 5 報第 5 号 村上市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

報第 6 号 村上市土地取得特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について

報第 7 号 村上市下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について

報第 8 号 村上市一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について

報第 9 号 令和元年度村上市上水道事業会計予算繰越の報告について

日程第 6 報第 10 号 専決処分の報告について

日程第 7 議第 58 号 村上市副市長の選任について

日程第 8 議第 59 号 村上市農業委員会委員の任命について

議第 60 号 村上市農業委員会委員の任命について

議第 61 号 村上市農業委員会委員の任命について

議第 62 号 村上市農業委員会委員の任命について

議第 63 号 村上市農業委員会委員の任命について

議第 64 号 村上市農業委員会委員の任命について

議第 65 号 村上市農業委員会委員の任命について

議第 66 号 村上市農業委員会委員の任命について

議第 67 号 村上市農業委員会委員の任命について

議第 68 号 村上市農業委員会委員の任命について

議第 69 号 村上市農業委員会委員の任命について

議第 70 号 村上市農業委員会委員の任命について

議第 71 号 村上市農業委員会委員の任命について

議第 72 号 村上市農業委員会委員の任命について

議第 73 号 村上市農業委員会委員の任命について

議第 74 号 村上市農業委員会委員の任命について

議第 75 号 村上市農業委員会委員の任命について

議第 76 号 村上市農業委員会委員の任命について

議第 77 号 村上市農業委員会委員の任命について

	議第 78号	村上市農業委員会委員の任命について
日程第 9	議第 79号	専決処分の承認を求めることについて
	議第 80号	専決処分の承認を求めることについて
	議第 81号	専決処分の承認を求めることについて
	議第 82号	専決処分の承認を求めることについて
	議第 83号	専決処分の承認を求めることについて
	議第 84号	専決処分の承認を求めることについて
	議第 85号	専決処分の承認を求めることについて
	議第 86号	専決処分の承認を求めることについて
	議第 87号	専決処分の承認を求めることについて
	議第 88号	専決処分の承認を求めることについて
日程第 10	議第 89号	専決処分の承認を求めることについて
	議第 90号	専決処分の承認を求めることについて
	議第 91号	専決処分の承認を求めることについて
	議第 92号	専決処分の承認を求めることについて
	議第 93号	専決処分の承認を求めることについて
	議第 94号	専決処分の承認を求めることについて
日程第 11	議第 95号	専決処分の承認を求めることについて
	議第 96号	専決処分の承認を求めることについて
	議第 97号	専決処分の承認を求めることについて
	議第 98号	専決処分の承認を求めることについて
	議第 99号	専決処分の承認を求めることについて
日程第 12	議第 100号	消防ポンプ自動車（CD—I型）購入契約の締結について
	議第 101号	消防団消防用ポンプ積載車及び小型動力ポンプ購入契約の締結について
	議第 102号	村上市税条例の一部を改正する条例制定について
	議第 103号	村上市手数料条例の一部を改正する条例制定について
	議第 104号	公の施設に係る指定管理者の指定について
日程第 13	議第 105号	令和2年度村上市一般会計補正予算（第4号）
追加日程第 1	一般会計予算・決算審査特別委員会の設置について	
追加日程第 2	一般会計予算・決算審査特別委員会の委員の選任について	
日程第 14	議第 106号	令和2年度村上市介護保険特別会計補正予算（第1号）
	議第 107号	令和2年度村上市簡易水道事業会計補正予算（第1号）

○出席議員（22名）

1番	上村正朗君	2番	菅井晋一君
3番	富樫雅男君	4番	高田晃君
5番	小杉武仁君	6番	河村幸雄君
7番	本間善和君	8番	鈴木好彦君
9番	稲葉久美子君	10番	鈴木一之君
11番	渡辺昌君	12番	尾形修平君
13番	鈴木いせ子君	14番	川村敏晴君
15番	姫路敏君	16番	川崎健二君
17番	木村貞雄君	18番	長谷川孝君
19番	佐藤重陽君	20番	大滝国吉君
21番	山田勉君	22番	三田敏秋君

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により出席した者

市長	高橋邦芳君
副市長	忠聡君
教育長	遠藤友春君
総務課長	竹内和広君
企画財政課長	東海林豊君
税務課長	長谷部俊一君
保健医療課長	信田和子君
介護高齢課長	小田正浩君
福祉課長	木村静子君
こども課長	中村豊昭君
地域経済振興課長	山田和浩君
観光課長	大滝寿君
上下水道課長	山田知行君
農業委員会事務局長	小川良和君

消 防 長	鈴	木	信	義	君
生涯学習課長	板	垣	敏	幸	君
山北支所長	斎	藤	一	浩	君

○事務局職員出席者

事 務 局 長	小	林	政	一
事 務 局 次 長	内	山	治	夫
書 記	中	山		航

午前 9時59分 開会

○議長（三田敏秋君） ただいまの出席議員数は全員です。定足数に達しておりますので、これから令和2年第2回定例会を開会いたします。

市長から招集のご挨拶をお願いいたします。

市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） おはようございます。本日、令和2年村上市議会第2回定例会を招集いたしましたところ、議員各位には公私ともお忙しい中ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

本日提出いたしました議案は、報告5件、専決処分の報告1件、人事案件21件、専決処分の承認21件、契約の締結2件、条例の改正2件、指定管理者の指定1件、補正予算3件の合わせて56件であります。よろしくご審議の上、原案どおりご決定賜りますようお願い申し上げまして、招集の挨拶といたします。

○議長（三田敏秋君） これから本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付の議事日程により議事を進めますので、よろしくご協力のほどをお願い申し上げます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（三田敏秋君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則の規定によって、3番、富樫雅男君、14番、川村敏晴君を指名いたします。ご了承をお願いします。

日程第2 会期の決定

○議長（三田敏秋君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

最初に、議会運営委員長から本定例会の会期日程案及び議案の取扱いについてを報告願います。

議会運営委員長。

〔議会運営委員長 尾形修平君登壇〕

○議会運営委員長（尾形修平君） 改めまして、おはようございます。それでは、会期日程案及び議案の取扱いについてを申し上げます。

令和2年第2回定例会の会期及び議案の取扱いを協議するため、去る6月2日午前10時から市役所第1委員会室において委員8名、議長、副議長、各常任委員長、総務課長、総務課参事並びに議会事務局長出席の下、議会運営委員会を開催いたしました。その協議内容と結果について、新型コロナウイルス調査対策特別委員会の日程と併せてご報告をいたします。

会期につきましては、本日6月9日から29日までの21日間といたしました。

審議日程につきましては、本日の本会議で諸般の報告の後、即決事件の審議を行い、採決の後、残る議案の上程を行い、それぞれ提案理由の説明を求めた後、各委員会へ付託いたします。また、今定例会では一般会計補正予算に係る審査については特別委員会を設置し、これを審査することといたしましたので、よろしくお願いいたします。

11日、12日及び15日の3日間は本会議を開催し、一般質問を行います。

特別委員会の設置により、17日は総務文教常任委員会及び一般会計予算・決算審査特別委員会を開催し、18日に市民厚生常任委員会及び一般会計予算・決算審査特別委員会、19日は経済建設常任委員会及び一般会計予算・決算審査特別委員会をそれぞれ開催いたします。特に一般会計予算・決算審査特別委員会では、各常任委員会の所管部分について分科会ごとに付託議案の休会中審査をお願いいたします。また、今般設置された新型コロナウイルス調査対策特別委員会の各分科会に関しても、一般会計予算・決算審査特別委員会の各分科会後に開催し、調査をお願いすることとしていきます。したがって、両特別委員会の各分科会での審査を総括するため、24日にはそれぞれ全体会を開催し、各分科会長からの審査及び調査報告を受けた後、一般会計予算・決算審査特別委員会は採決を行い、審査及び調査結果をご決定いただきます。

29日には本会議を開催し、各委員長から委員会の審査報告を受けた後、採決を行います。

なお、現時点においては、追加議案が上程された場合は当日審査を行い、即決とすることといたしております。

次に、議案について申し上げます。最初に、議会関係議案についてですが、請願第2号については、単独上程とし、紹介議員の補足説明を受けた後、総務文教常任委員会へ付託いたします。

続いて、理事者提案の議案については、以下議案名を省略させていただきますが、報第5号から第9号までの5議案につきましては、一括上程、一括質疑の後、報告を終わります。

報第10号 損害賠償に係る専決処分の報告については、単独上程、質疑の後、報告を終わります。

次に、議第58号の村上市副市長の選任については、単独上程、質疑の後、討論を省略し、無記名投票による即決といたします。

次に、議第59号から議第78号までの農業委員会委員の任命についての20議案は、一括上程、一括質疑の後、討論を省略し、それぞれボタン式投票による即決といたします。

次に、議第79号から議第88号までの専決処分の承認を求めることについての10議案は、一括上程、一括質疑の後、それぞれ討論を行い、ボタン式投票による即決といたします。

次に、議第89号から議第94号までの令和元年度村上市各会計補正予算の専決処分の承認を求めることについての6議案は、一括上程、一括質疑の後、それぞれ討論を行い、ボタン式投票による即決といたします。

次に、議第95号から議第99号までの令和2年度村上市各会計補正予算の専決処分の承認を求める

ことについての5議案は、一括上程、一括質疑の後、それぞれ討論を行い、ボタン式投票による即決といたします。

次に、議第100号から議第104号までの5議案については、一括上程、一括質疑の後、議第100号及び101号の2議案については総務文教常任委員会へ、議第102号から議第104号までの3議案については市民厚生常任委員会へそれぞれ付託いたします。

次に、議第105号 令和2年度村上市一般会計補正予算（第4号）については、単独上程、質疑の後、設置いただく一般会計予算・決算審査特別委員会に付託いたします。

最後に、議第106号及び議第107号の2議案は、一括上程、一括質疑の後、議第106号は市民厚生常任委員会へ、議第107号は経済建設常任委員会へそれぞれ付託いたします。

次に、一般質問の通告は、5月29日午後5時で締め切ったところ、11名の通告があり、11日には5名、12日は4名、そして15日は2名で、3日間の日程で本会議において一般質問を行うことといたします。

最後に、討論の通告及び請願、陳情に伴う意見書の提出期限は25日、その他の意見書の提出期限は16日のそれぞれ正午までとなっておりますので、よろしく願いいたします。

以上で、議会運営委員会での協議内容と結果についての報告を終わります。

○議長（三田敏秋君） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

15番、姫路敏君。

○15番（姫路 敏君） 委員長、ご苦労さまでございます。これは、まず1点目は人事案件の件、今回相当な数ございますが、議案書としては成立はしているのだろうとは思いますが、せっかくですから議会運営委員会のほうで今後のために学歴と、あと経歴がございますね。ただ、もう一つ欲しいのは就任の期間、いわゆるそれが無いのです。副市長さんであれば今回出てきますけれども、恐らく分からないけれども、9月1日からなのかなと思うのです、実際のところ、今回議案として出てきても。そこから4年なのかなという気はします。しかしながら、議案書にしっかりその辺のところを農業委員会の委員さんも載せておいてもらいたいと思っております。その辺議会運営委員会のほうでも今度お諮りいただいて、ちょっとご検討いただきたいなど、こんなふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（三田敏秋君） 議会運営委員長。

○議会運営委員長（尾形修平君） 今私の手元に議案書ありますので、確認して担当課のほうにその旨を申し伝えたいと思います。

○議長（三田敏秋君） 姫路敏君。

○15番（姫路 敏君） 2点目は、これも議案の取扱いの件なのですが、議第79号から議第88号までの10議案、専決でやっているわけがございますので、今さらになって反対だ何だというよりも、質疑、その他は慎重にやっぱり聞いておかなければいけないところはあるのではないかと思います。こ

れは、恐らくほとんどがコロナ関係になるのでしょうかけれども、できればこれも議会運営委員会で今後検討していただきたいのですが、議第79、80号というのは総務文教関係ですね、大体。議第81、82、83というのは市民厚生関係です。以後は大体経済建設、少なくともこれだけ専決があるとするならば、もう少し全部まとめてほしいではなくて、そのぐらいに分けるといえないわゆる心遣いというのですか、あってもいいのかなと思いますが、委員長としてどんなふうにお考えでしょう。

○議長（三田敏秋君） 議会運営委員長。

○議会運営委員長（尾形修平君） 以前もそういうようなご指摘があつて、やった経緯がありました。今回10議案ということで、その辺も私なりにも勘案したのですけれども、これ専決なものですから、委員会によつてのボリュームの差があるということ、あと今姫路議員おっしゃったように専決なので、ある程度のものはしようがないのかなというふうな思いがあつて今回一括上程というふうにしましたけれども、今後内容を精査して検討していきたいと思ひます。

○議長（三田敏秋君） 姫路敏君。

○15番（姫路 敏君） コロナウイルス関係のものが多々あるので、専決が先行しているかなとは思ひうのですが、ただ専決だからこそ慎重に質疑をするというのは、議員としての役割もござひます。全部一括で3問しかできないでは、ちょっと難しいなと思ひます。

それともう一つ、最後となりますが、議第89号なのですが、議第89号というのは、議案書のページ数見ても30ページござひます。これは、これも専決でなつておりますが、相当なボリュームがあるわけござひます。やっぱり優しく考えれば、議第89号は専決であつても私は区切るべきだつたのだらうなと思ひます。その辺も含めて、専決だからこそ慎重にその内容を精査していくというのは大事だと思ひますので、今後議会運営委員会の中でもちょっといろいろと考えていただきたいと思ひますが、いかがでしょうか。

○議長（三田敏秋君） 議会運営委員長。

○議会運営委員長（尾形修平君） 先ほど答弁しましたとおり、今後今指摘受けたような内容も含めて検討させていただきたいと思ひます。

○15番（姫路 敏君） 以上、終わります。

○議長（三田敏秋君） ほかにござひませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

お諮りをいたします。本定例会の会期は、議会運営委員長報告のとおり、お手元に配付の日程表により本日から6月29日までの21日間としたいと思ひます。これにご異議ござひませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） ご異議なしと認めます。

よつて、本定例会の会期は本日から6月29日までの21日間と決定をいたしました。

日程第3 諸般の報告

○議長（三田敏秋君） 日程第3、諸般の報告を行います。

理事者から報告をお願いします。

市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） 諸般の報告について申し上げます。

初めに、新型コロナウイルス感染症対策につきましてご報告をさせていただきます。市民の皆様にはこれまでの間感染予防、感染拡大の防止のため、行動の自粛をお願いしてまいりました。結果として、現時点で本市における感染者は確認されておりません。改めて、市民の皆様には感謝を申し上げる次第であります。また、この間医療の現場をはじめ福祉介護の現場、保育、教育の現場、そしてスーパーや薬局、小売店、物流や廃棄物の処理といった直接市民生活を支えるため、感染のリスクのある中活動を継続していただいている全ての皆様に心よりの感謝と敬意を表すとともに、引き続き応援していかねばならないと考えているところであります。

去る5月25日、政府は改正新型インフルエンザ等特別措置法に基づく緊急事態宣言の解除を発表いたしました。これを受けて、新潟県では専門家会議のご意見を踏まえ、外出の自粛等についておおむね3週間ごとに段階的に緩和をしていく方針を示しました。6月1日からは東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、北海道への移動は慎重に判断することとし、それ以外の地域への移動については、制限が解除されております。また、6月19日以降は、全ての地域への移動の制限が解除される方向であります。本市においては、新潟県が緊急事態宣言の対象区域から除外されて以降、感染拡大防止策を講じながら公共施設の利用を順次再開するなど、新しい生活様式の実践に向けた取組を進めるとともに、第2弾の経済支援策を実施し、市内の社会経済活動の回復に努めているところであります。しかしながら、国内においては依然として感染者が確認され、その感染者数につきましても、日々増減するなど予断を許さない状況が続いております。こうした状況の中、国では追加の経済対策を盛り込んだ令和2年度第2次補正予算案を閣議決定し、6月中旬の成立を目指すとしております。本市といたしましても国、県の動向を注視しながら、感染の拡大防止と社会生活活動を両立させるための市民の皆様の新たな日常の実現に向けて取り組んでまいることといたしておりますので、市民の皆様はじめ議員各位には、引き続きご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

次に、防災関係について、火災の発生状況であります。令和2年第1回定例会でご報告を申し上げた以後、配付報告書のとおり、火災は建物火災1件、車両その他火災2件で計3件であります。

次に、寄附の申出についてであります。寄附につきましては、配付資料のとおりであり、多くの皆様から善意が寄せられました。特に新型コロナウイルス感染症対策に関して、マスクや消毒液な

ど非常に多くの寄附を頂きました。心より感謝を申し上げます。ふるさと村上応援寄附金につきましては、本年2月から5月までの間に2,502件、総額で4,294万3,000円の申込みを受けることができました。新型コロナウイルス感染症への対応として開設をいたしましたふるさと納税を活用したクラウドファンディングにつきましても、6月5日までの間に3件、3万2,000円の寄附を受け付けております。また、5月20日に設置をいたしました村上市新型コロナウイルス感染症対策応援基金につきましては、6月5日までの間に9件、54万5,000円の寄附を頂いております。皆様の善意に深く感謝申し上げますとともに、有効に活用させていただきます。

今定例会会期中に、昨年6月18日に発生をいたしました山形県沖を震源とする地震から1年が経過をいたします。これまでの復興の状況につきましてご報告を申し上げます。震災発生直後には、公共施設をはじめ市民の皆様の住宅に多くの被害が発生をいたしました。公共施設につきましては、本年5月末の段階であります。被害額は約1億3,233万円、箇所数で87か所のうち、83か所の復旧工事が完了しております。このうち山北総合体育館法面工事につきましては、現在復旧業工事を進めておりますが、冬期間における施工が一部困難となったため、令和2年度へ繰越をいたしました。6月末までに復旧する見込みとなっております。また、被災住宅のリフォーム補助事業についてであります。令和2年3月31日までに106件全ての申請のありました事業について完了しているところであります。現在も屋根にブルーシートが設置されている建物があるわけではありますが、今後解体の予定のもの、また引っ越しを終えている等で空き家になっているものなど、それぞれの事情によるものであります。災害の発生直後から全国の皆様、そして国、県をはじめ多くの自治体から数々のご支援を頂きました。そうした多くの皆様方から頂戴いたしましたご支援に、改めて深く感謝を申し上げます。また、このたびの地震災害への義援金等につきましては、被災された皆様へ配分をさせていただいたところであります。被災された市民の皆様には、地震によるショックや将来に対する不安から体調を崩される方がいらっしゃいましたが、保健師による訪問や悩みごとに関する相談会、心のケアを含めた健康教室等の開催など継続した対応を取ってまいりました。現在のところ、地震を原因とした健康被害は落ち着いていると判断をいたしているところであります。地震発生時には、避難行動に関して多くの課題が浮き彫りになりました。指定避難所と指定緊急避難場所の周知不足や避難路の問題、避難物資の不足等があったわけではありますが、震災後の9月1日の防災訓練では、海岸部の集落で津波に対する避難訓練を実施していただき、避難行動の確認、課題等について検証し、集落ごとに避難行動計画の作成に着手をいたしました。現在新型コロナウイルス感染症対策の関係で作業がストップしておりますが、状況を見て再開をしたいと考えているところであります。

震災後1年が経過しようとしている今、新型コロナウイルス感染症という新たな脅威から市民の命を守り、安全で安心な生活を支え続けるといったことが最も重要な施策であると認識をいたしているところであります。この後、第3次の村上市の総合計画の策定作業に着手していくこととなり

ますが、このたびの震災の教訓を生かしながら、災害に強いまちづくりを進めてまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（三田敏秋君） これから質疑を行います。

15番、姫路敏君。

○15番（姫路 敏君） 市長、ご苦勞さまでございます。防犯カメラの寄附の件でちょっとお伺いしたいのですが、村上小学校、村上南小学校、そして村上第一中学校、ロータリーさんから寄附いただいたと。工事費も含めてということで、各4台ずつですか。これは、通常防犯カメラということになると、防犯カメラのそのモニターを動かしたり稼働していくためには、パソコンあるいはそれが恐らく記録されるものとなっているハードディスク、その他が必要になってくると思うのです。そういうような状況のものなのですか。

○議長（三田敏秋君） 教育長。

○教育長（遠藤友春君） 今議員言われたように、カメラ4台と、それから記録、録画するハードディスク、それから見ることのできるモニター、そして工事費が一式セットで1校当たりに寄贈いただきました。それが3校分です。

○議長（三田敏秋君） 姫路敏君。

○15番（姫路 敏君） ということになると、それが稼働させてやっていくということは、ある意味ではメンテナンスが必要なのです。メンテナンスというのは、どこかのいわゆる業者さん、会社さんにそういったメンテナンスを依頼して、ハードディスクもずっと一生同じハードディスクが使えるわけではない。いっぱいになってくるのです、ディスクの中の容量が。その辺の交換時期もありますし、その辺のいわゆる経費というのは、年間どのぐらいお考えですか。

○議長（三田敏秋君） 教育長。

○教育長（遠藤友春君） ハードディスクについては、カメラ4台分だとおおよそ10日間分くらい録画、記録残りまして、その後上書きされると聞いております。それなので、電気料はかかると思いますが、特別今のところ経費がかかるということは考えておりません。

○議長（三田敏秋君） 姫路敏君。

○15番（姫路 敏君） いや、経費がかかるの。ハードディスクをメンテナンスしたり取り替えたりということになってくると、それなりに機器設備その他には。やっぱりその辺のところもしっかりとまた今後考えていかれたらいいなと思っています。

防犯カメラを寄附されている方々にどうだこうだではなくて、いわゆる頂くわけでございますので、それはそれで、学校として防犯カメラを今後これに、これ村上のところばかりですけれども、設置していこうという考え方を持っているのでしょうか、最後に。

○議長（三田敏秋君） 教育長。

○教育長（遠藤友春君） 3校に寄附いただいたわけですが、今後学校教育課予算の中で計画的にほかの他の学校にも順次取り付けしていかなければならないものと考えております。

○15番（姫路 敏君） 終わります。

○議長（三田敏秋君） 4番、高田晃君。

○4番（高田 晃君） 1点だけ。今寄附の申し込みの報告がありましたが、非常にたくさんのマスク寄贈していただきまして、中には手作りのマスクということで非常に感謝しているところですが、これさっと計算すると2万五、六千枚になるわけですが、実際にこれは配布の先とか方法とか、細かい枚数はいいので、分かったら教えてください。

○議長（三田敏秋君） 総務課長。

○総務課長（竹内和広君） この3の報告でございますように、何々小学校へという形で特定をしてご寄附いただいたものは、そちらの小学校のほうに送らせていただきます。

全体として、今後今回専決をお願いしております消耗品費の中には、マスクの購入費が入っておりますので、全体的にもう一回再配分という形になろうかと思っております。今のところ限定をしております。

○議長（三田敏秋君） 高田晃君。

○4番（高田 晃君） 先般備蓄用のマスク、これも医療機関関係の施設あるいは学校関係というふうなことで、そういった意図で、目的で備蓄のマスクを配布すると。これについても、これと同じような関係の関係先の配布になりますか。

○議長（三田敏秋君） 総務課長。

○総務課長（竹内和広君） 医療機関、介護現場、崩壊を防ぐためには最優先に配らなければならないということということでやらせてもらいます。本来備蓄の在り方としての整理が十分しておりません。市として購入して、必要なところから配布していくという考えでありますので、その中でもう一回再整理させていただきたいなというふうに思います。

○4番（高田 晃君） ありがとうございました。

○議長（三田敏秋君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わり、諸般の報告を終わります。

暫時休憩いたします。

午前10時30分 休憩

〔議長、副議長と交代〕

午前10時32分 開議

○副議長（大滝国吉君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

追加日程第1 常任委員の辞任について

○副議長（大滝国吉君） ただいま、三田議長から総務文教常任委員を辞任したいとの申し出があります。

お諮りいたします。三田議長の総務文教常任委員の辞任について日程に追加し、直ちに議題としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（大滝国吉君） 異議なしと認め、よって三田議長の総務文教常任委員の辞任についてを日程に追加し、議題といたします。

ここで地方自治法117条の規定により、三田敏秋君の退場を求めます。

〔22番 三田敏秋君退席〕

○副議長（大滝国吉君） 追加日程第1、常任委員の辞任についてを議題といたします。

議長の三田敏秋君から一身上の都合により、総務文教常任委員を辞任したいとの申し出があります。

お諮りいたします。本件は、申し出のとおり辞任を許可することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（大滝国吉君） 異議なしと認め、よって三田敏秋君の総務文教常任委員の辞任を許可することに決定いたしました。

三田敏秋君を入場させてください。

〔22番 三田敏秋君入場〕

○副議長（大滝国吉君） 三田敏秋君に申し上げます。申し出のありました総務文教常任委員辞任については、ただいま許可することに決定いたしましたので、お知らせします。

暫時休憩いたします。

午前10時35分 休憩

〔副議長、議長と交代〕

午前10時35分 開議

○議長（三田敏秋君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程第4 請願第2号 30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書の採択を求める請願書

○議長（三田敏秋君） 日程第4、請願第2号 30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書の採択を求める請願書を議題といたします。

紹介議員から特に補足して説明することがありましたら発言を許します。

10番、鈴木一之君。

〔10番 鈴木一之君登壇〕

○10番（鈴木一之君） ただいま議題となっております請願第2号 30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書の採択を求める請願書について、紹介議員、私鈴木一之であります。補足説明を申し上げ、所管委員会に審査を求め、議会全体のご賛同を賜りたくお願い申し上げます。次第であります。

請願第2号の請願者は、村上市大工町1丁目4番地、新潟県教職員組合村上市岩船郡支部執行委員長、五十嵐雅人氏であります。請願の要旨、理由は、議案書として既に配付されております請願文書表のとおりであります。皆様に趣旨をご理解していただく上からも読まさせていただきます。

子どもたち一人一人が大切にされ、豊かな人間関係の中で教育が行われることは保護者・地域住民・教職員共通の願いです。そのために、小・中学校の全学年における30人以下学級の実現等を可能となる教育条件整備のための教育予算の確保が不可欠です。

日本は、OECD諸国に比べて、1学級当たり児童生徒数や教員1人当たりの児童生徒数が多くなっているにもかかわらず、2018年度から国による教職員定数改善計画のない状況が続いています。また、三位一体改革により、義務教育費国庫負担制度の国負担割合は2分の1から3分の1に引き下げられ、自治体財政を圧迫するとともに、非正規雇用者の増加などに見られるように教育条件格差も生じています。自治体が見通しを持って安定的に教職員を配置するためには、国段階での定数改善計画の策定・実行が必要であります。

さらに、子どもの貧困への対応、障害者差別解消法の施行に伴う障がいのある子どもへの合理的配慮、外国につながる子どもたちへの支援、深刻化するいじめ・不登校などへの対応など、学校を取り巻く状況は複雑化、困難化しています。また、学校に求められる役割は増大しています。子どもたち一人一人のきめ細かな指導・学びの質を高めるための教育には、教職員定数改善が不可欠です。

新潟県では2001年度から小学校1・2年生において、県独自で32人以下学級が導入されました。また、2015年度からは、小学校3年生から中学校3年生まで35人以下学級が拡充され、小中全学年での少人数学級が実現しています。全国的にも少人数学級を拡大する自治体が増えてきております。しかし、小学校5年生からの35人以下学級については「1クラス25人以上」の下限設定があり、全ての学校で実現しているわけではありません。

子どもたちに豊かな教育を保障することは極めて重要であります。子どもたちが全国どこに住んでいても教育の機会均等が担保され、教育水準が維持・向上されるよう、地方自治法第99条の規定に基づき、国の関係機関に意見書を提出していただきますようお願いいたします。

請願の事項といたしましては、1、少人数学級を推進すること。その際の学級規模は、OECD

諸国並みの豊かな教育環境を整備するため、30人以下とすること。

2、教育の機会均等と水準の維持・向上を図るため、義務教育費国庫負担制度の国負担割合を2分の1に復元すること。

細かな内容に関しましては、所管の常任委員会審査の際、請願代表者であります新潟県教職員組合の村上市岩船郡支部執行委員長、五十嵐雅人さんのほうからご説明があるということでございます。

この請願につきましては、毎たび村上市議会へ請願を出ささせていただきます、採択を受けている内容でございます。社会情勢の変化も伴う中でもあり、早急に実現していただくことを切望いたすところであり、再度請願という形をお願いする方向であります。ぜひ請願者の意をお酌み取りいただきまして、議員の皆様方のご審議を賜り、採択をよろしくお願い申し上げます。

以上であります。

○議長（三田敏秋君） ただいま議題となっております請願第2号については、会議規則の規定によって請願文書表のとおり総務文教常任委員会に付託をいたします。

日程第5 報第5号 村上市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

報第6号 村上市土地取得特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について

報第7号 村上市下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について

報第8号 村上市一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について

報第9号 令和元年度村上市上水道事業会計予算繰越の報告について

○議長（三田敏秋君） 日程第5、報第5号から報第9号までの5議案は、繰越計算書の報告についてであります。これを一括議題といたします。

理事者から発言を求められておりますので、これを許します。

市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） ただいま上程をいただきました報第5号から報第9号の議案につきまして、一括してご報告を申し上げます。

最初に、報第5号から報第7号の3議案は、一般会計、土地取得特別会計、下水道事業特別会計の繰越明許費繰越計算書の報告についてであります。令和2年度に繰り越すべき額が確定いたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものであります。

内容につきましては、報第5号の村上市一般会計繰越明許費は、第3款民生費のプレミアム付商品券事業経費をはじめ8件に関するものであります。

次に、報第6号の村上市土地取得特別会計繰越明許費は、第1款財産取得費の土地取得事業経費に関するものであります。

次に、報第7号の村上市下水道事業特別会計繰越明許費は、第1款下水道費の公共下水道建設経費及び公共下水道改築更新経費に関するものであります。

次に、報第8号は、村上市一般会計事故繰越し繰越計算書の報告についてであります。令和2年度に繰り越すこととなった事業の繰越額について、地方自治法施行令第150条第3項の規定により報告するものであります。

内容につきましては、第3款民生費の保育園運営経費及び学童保育経費、第9款消防費の防災対策一般経費、第10款教育費の荒川地区公民館建設事業経費に関するものであります。

次に、報第9号は、村上市上水道事業会計の予算繰越の報告についてであります。令和2年度に繰り越すべき額が確定をいたしましたので、地方公営企業法第26条第1項の規定による建設または改良費の繰越額を同条第3項の規定により報告するものであります。

内容につきましては、第1款資本的支出の建設事業費において、県道事業及び市道事業の進捗に合わせ共同埋設する配水管の建設工事費を繰り越すものであります。

以上、ご報告を申し上げます。

○議長（三田敏秋君） これから一括質疑を行います。

1番、上村正朗君。

○1番（上村正朗君） 1番、上村でございます。報第8号、村上市一般会計事故繰越し繰越計算書の報告についてに関してちょっとお聞きをしたいと思っております。

4件事務繰越しがございまして、3件はコロナ関係、1件が事業損失関係だと思っておりますけれども、ちょっと細かい話になって恐縮なのですが、それぞれの債務負担の時期と、それから今日現在の処理状況、マスクであればもう配り終えているのか、その辺ちょっと細かくなって恐縮なのですが、分かればお聞かせいただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（三田敏秋君） 答弁者は。

こども課長。

○こども課長（中村豊昭君） 私のほうでは保育園運営経費と学童保育経費、こちらについてお答え申し上げます。

物につきましては、マスクとかペーパータオル、それから消毒薬、こういったものでございまして、時期的に品薄になりまして、納品が間に合わなかったということでございます。全て現在は納品されておりまして、各保育園等に配布済みでございます。

支出負担行為の時期につきましては、一番早いものと3月19日ぐらいになっております。

○1番（上村正朗君） そのぐらいで結構です、2月、3月。ありがとうございます。

○こども課長（中村豊昭君） そのぐらい。ほかにいろいろあって、その早いもので3月19日でございます。

○議長（三田敏秋君） 総務課長。

○総務課長（竹内和広君） 第9款消防費の防災対策一般経費につきましては、マスクの3,850枚を年度末ぎりぎりで購入しようとしたところ、ちょっと納期が間に合わなくて繰越しをさせていただきました。既に小・中学校、保育園のほうに配布をさせていただいております。4月頭のほうに配布は終えております。

○議長（三田敏秋君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（板垣敏幸君） 荒川地区公民館の建設に伴う家屋調査の実施でございますが、家屋所有者との日程調整つきませんで、繰越しをさせていただいたものですが、5月2日から4日に調査を完了いたしまして、現在調査報告書を作成中ということでございます。

○議長（三田敏秋君） 上村正朗君。

○1番（上村正朗君） コロナ関係については了解いたしました。

教育費の関係でいきますと、そうするとこれは工事を行った後にその損害が発生したという所有者からの申し出があって、今その確認のための調査を行っているという理解でよろしいですか。それとも、工事終わった後申し出があったということでしょうか。

○議長（三田敏秋君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（板垣敏幸君） 工事を施工中に振動等があるというような申し出を受けまして、工事施工終わりました、工事等終わってから家屋調査を実施しまして、その被害の有無を現在精査しているということでございますが、工事中に所有者の方から被害の申し出があったということでございます。

○議長（三田敏秋君） 上村正朗君。

○1番（上村正朗君） すみません、これ最後の質問になりますけれども、恐らく事前には調査していらっしやらないですか。現況の調査をしていなくて、してあればその工事前と工事後というのが分かって、割と明確に工事による損失があった、ないというのは分かるのですけれども、していないとなると、本当に工事によっているかどうかというのは非常に難しいところがあるものですから、その辺どういうふうになっているのか。なかなか周りの家屋全て事前に調査するとすると、非常に予算もかかりますので、大変だなと思うのですけれども、その辺はどうなのでしょう。最後になります。

○議長（三田敏秋君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（板垣敏幸君） 振動調査につきましては、当初の工事の時点で隣接する家屋等については当初の工事の中に含んで実施をいたしました。そちらのほうについては、特段申し出ございませんでしたが、それ以外の所有者の方から今回工事の途中で申し出があったということでございますので、その後調査を行って、今その調査報告書のほうを整理しているという状況でございます。

○1番（上村正朗君） 了解でございます。ありがとうございました。

○議長（三田敏秋君） 17番、木村貞雄君。

○17番（木村貞雄君） 報第9号の令和元年度村上市上水道事業会計予算繰越計算書について伺います。

この説明書に書かれておりますけれども、都市計画道路の東大通り線、荒川の県立坂町病院のたかつぼのほうの関係だと思っておりますけれども、これはこの道路自体が仕事遅れているのですか。

○議長（三田敏秋君） 上下水道課長。

○上下水道課長（山田知行君） 東大通り線につきましては、県道事業となっております、県のほうの事業の進捗に合わせて繰越しをさせていただいているということでございます。

○議長（三田敏秋君） 木村貞雄君。

○17番（木村貞雄君） その中の説明に、大通り線ほか配水管建設工事というのはこの部分指しているのですか。

○議長（三田敏秋君） 上下水道課長。

○上下水道課長（山田知行君） 市道の南中央線のほうも一部かかっておりますので、ほかという言い方をしております。

○議長（三田敏秋君） 木村貞雄君。

○17番（木村貞雄君） もう一つ、緑町松山線のこの遅延は、昨年度は普通ですと雪が降ったりして遅れるのですけれども、昨年暮れから今年にかけては積雪もなく順調なのだけでも、その辺どういった関係で遅れたのですか。

○議長（三田敏秋君） 上下水道課長。

○上下水道課長（山田知行君） こちらのほうにつきましては、都市計画のほうで道路事業やっておりますが、用地の関係で進捗が遅れているというふうに聞いております。

○17番（木村貞雄君） 終わります。

○議長（三田敏秋君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わり、報告を終わります。

日程第6 報第10号 専決処分の報告について

○議長（三田敏秋君） 日程第6、報第10号 専決処分の報告についてを議題といたします。

理事者から発言を求められておりますので、これを許します。

市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） ただいま上程をいただきました報第10号につきましてご報告を申し上げます。

本件は、50万円以下の損害賠償であり、議会の委任事項のため、専決処分いたしましたものであります。

令和2年2月26日、救急車による救急出場の際、庄内町地内において一時停止線に停車中の相手方車両に誤って接触し、損傷させたものであります。職員が運転操作を誤ったため発生した事故であり、相手方の責めに帰すべき事由も認められないため、車両修繕費として18万8,133円を賠償するものであります。

なお、本件につきましては、示談が成立したことから、このたびご報告するものであります。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（三田敏秋君） これから質疑を行います。

15番、姫路敏君。

○15番（姫路 敏君） この件の事故の支払い等に関してみれば、自動車損害共済から支払われるべきだとは思いますが、この相手側との折衝やら、いわゆる損害金の支払い、今50万円以下です。18万8,133円ですが、これらは共済会からの支払われるという考え方でよろしいですか。もし支払われたのであれば時期的なところ、共済会から出たのであればそれも教えていただきたいのです。

○議長（三田敏秋君） 企画財政課長。

○企画財政課長（東海林 豊君） こちらの損害額につきましては、共済会のほうからもう既に支払いが終えております。5月1日の日に全額入金になっているということでございます。

○議長（三田敏秋君） 姫路敏君。

○15番（姫路 敏君） ということになりますと、これ大分前、私まだ2年以上前ですけれども、ちょっと事故に関してのことでやりとりしたことございますが、一旦村上市が支払いをして、その被害の方に支払いをして、賠償してということになると、その後共済会から、どういう手続きかわからないですが、入ってくると。民間の感覚からいうと、保険入っていて、保険屋さんがいて、保険屋さんが支払う前に取りあえずまず私の財産で払っておこうなんていうことはしないわけです。この辺の感覚が私ちょっとよく理解できていないところがあるのですが、このように専決で今上がってきている。これは早く支払って、早く終わらせよう。示談も済ませよう。分からぬでもないですけれども、当事者、その被害に遭った方の中では、村上市はちゃんと共済会に保険料を支払って、その辺の被害者との折衝及び賠償についてみればお願いしますということで動いているはずなのですが、こういうことを毎回繰り返していくのでしょうか。

○議長（三田敏秋君） 企画財政課長。

○企画財政課長（東海林 豊君） これいろいろ方法は確かにございます。今回につきましては、支払いが完了したということをもって共済組合に請求をしてという手続を取ったということでございますが、相手方の負担が大きくなるような場合につきましては、直接保険から支払ったこともこれまで実際ございます。今回につきましては、金額のこの問題もありますけれども、示談が終わって市が支払って、支払ったその証拠書類によってすぐ請求をもらったということでございまして、確かに行ったり来たりにはなりませんけれども、今回はそんな形を取らせていただいたということでご

ざいます。

○議長（三田敏秋君） 姫路敏君。

○15番（姫路 敏君） こういった交通事故ということになると、折衝していくのが市当事者であると、被害者との話というのが、何か加害者が出てきて被害者と話しするというのは、なかなかうまくいかない。ですから、金額的にもかなり難しいところあるのですから、今後私は共済会のほうでこういうのを任せるのであれば、しっかりとそこに伝達して動いてくれということで、そのほうが被害者にとってみてありがたい話だし、前私これたしか富山のほうの本部だったと思うので、ちょっと記憶が薄いですが、事務局長とお話したことがあるのですが、申し入れがあれば幾らでも動きますと言っているのです。恐らく遠いところであれば、この辺の代理店かなんかで動くこともありますでしょうし、支払いもスムーズに行く場合もございます。恐らくスムーズに行くと思います。ですから、ぜひ共済会の有意義なやっぱり活用方法、お金払っているのですから、市がはまって、一旦払ってまた共済会から頂くなんていうようなことをなさらないような方向でちょっと今後これはこれで検討していただきたいと思いますが、いかがですか。

○議長（三田敏秋君） 企画財政課長。

○企画財政課長（東海林 豊君） すみません、先ほどちょっとそこ説明不足でございましたけれども、示談交渉につきましては、共済会にもうある程度委ねております。もちろん村上市がこうした事故になれば、村上市から謝罪なりは当然お伺いするわけでございますけれども、金額の算定とかそういう部分につきましては、もう共済会にお願いをしているということでございます。

○15番（姫路 敏君） 3回になりますから終わります。

○議長（三田敏秋君） ほかにございせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わり、報告を終わります。

午前11時15分まで休憩します。

午前11時03分 休憩

午前11時14分 開議

○議長（三田敏秋君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程第7 議第58号 村上市副市長の選任について

○議長（三田敏秋君） 日程第7、議第58号 村上市副市長の選任についてを議題といたします。
理事者から提案理由の説明を求めます。
市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） ただいま上程をいただきました議第58号につきまして提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、8月31日をもって任期満了となります村上市副市長に忠聡氏を選任したいので、地方自治法第162条の規定により議会のご同意を求めるものであります。

同氏の略歴につきましては、お手元の資料のとおりであります。これまで副市長として多様な市民ニーズに的確に対応し、特に農業分野においては、副市長就任前の農業法人のトップとしての豊富な経験を遺憾なく発揮し、米政策のかじ取りや収益性の改善等、本市の主要産業である農業の経営基盤強化に積極的に取り組んでいただいているところでもあります。また、新村上総合病院の新築支援検討プロジェクト、行財政改革プロジェクト等のチームリーダーとして取り組んでいただいているほか、現在新型コロナウイルス感染症に対する緊急対策プロジェクトのチームリーダーとして尽力をいただいているところでもあります。本市には、人口減少問題をはじめ取り組むべき課題は山積しており、今後第3次の村上市総合計画の策定作業を控え、引き続き職員を牽引し、諸課題に立ち向かっていただけるものと考えているところでもあります。

なお、任期につきましては、本年9月1日から4年間となります。

よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三田敏秋君） これから質疑を行います。

15番、姫路敏君。

○15番（姫路 敏君） ご苦労さまでございます。副市長がいらっしゃるの、いないのかなど、私議会の運営上ちょっとよく分からないので、あれですけれども、せっかくだから副市長にちょっと聞いてみたいのですけれども、この4年間一生懸命務められてきたとは思いますが、副市長そのものが個人的に思う一番の成果というのはどんなことですか。

○議長（三田敏秋君） 副市長。

○副市長（忠 聡君） 4年前に、まさに民間から経験のないこの行政の仕事ということで就任をさせていただきました。一番感じていることは、市民の皆様方がいろんな立場の中でこの村上市で生活している、その実態を今まで知らなかった部分がある程度私なりに受け止めさせて知ることができた、これが今まで一番の私自身にとっての成果だというふうに思っております。

と同時に、その生活されている方のいろいろな課題、それはまさにこの村上市が今後進んでいくべきその課題解決に向けたヒントを与えてくださっているのだなとも感じております。

以上です。

○議長（三田敏秋君） 姫路敏君。

○15番（姫路 敏君） もしまし就任なされて、副市長ということで4年間やるとしたならば、一番農業のスペシャリストとしてということで市長さんも言われています。いわゆる経営基盤、農家のそういったところも尽力してきたということをおっしゃってありますが、副市長として一番その農業関

係に関わる中でどんなふうな考え方、どういうふうなことに一番力を入れていきたいかというところを教えていただきたいのですが。

○議長（三田敏秋君） 副市長。

○副市長（忠 聡君） これまでの議会の中でも、幾度かその点につきましてはお話を申し上げてきました。この村上市は、広大な農地面積あるいは山林、そういった第1次産業の宝庫ということでございます。特に農業関係で言えば、広大な耕地面積があるがゆえに、その条件も様々であります。平野部のいわゆる効率的な農業が目指せる農地、それから中山間地に至っては、条件は多少悪いですが、そこにある固有の資源、そういったものをやっぱり生かし切るというのがこれからのこの村上市の農林水産業にとって一番大事なところかなというふうに思っております。したがって、それぞれの土地、農地の条件に合った政策をきめ細かく打つということが大事な取組の考え方になるのではないかなというふうに思います。

○15番（姫路 敏君） 頑張ってください。

以上です。

○議長（三田敏秋君） ほかにご質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

本件は人事案件ですので、委員会付託を省略し、討論を用いないで直ちに採決したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） ご異議なしと認めます。

よって、本件は委員会付託を省略し、討論を用いないで無記名投票により採決をいたします。

議場を閉鎖します。

〔議場閉鎖〕

○議長（三田敏秋君） ただいまの出席議員数は議長を除き21名です。

投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

○議長（三田敏秋君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

○議長（三田敏秋君） 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は本案を可とする者は賛成と、本案を否とする者は反対と記載の上、

点呼に応じて順次投票を願います。

なお、会議規則第73条第2項の規定により、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は否とみなすことになっておりますので、その点特にご注意を願います。

それでは、点呼を行います。

[点呼により順次投票]

○議長（三田敏秋君） 投票漏れはございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（三田敏秋君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

議場の閉鎖を解きます。

[議場開鎖]

○議長（三田敏秋君） 開票を行います。

開票立会人は、議会が行う選挙の方法に準じ、会議規則第31条第2項の規定によって、3番、富樫雅男君、14番、川村敏晴君を指名いたします。

両人の立ち会いをお願いします。

[開 票]

○議長（三田敏秋君） 開票の結果を報告いたします。

投票総数21票。これは先ほどの出席議員数に符合しております。

そのうち、賛成17票、反対4票、以上のとおりであります。

よって、議第58号は原案のとおり同意することに決定をいたしました。

日程第8 議第59号 村上市農業委員会委員の任命について
議第60号 村上市農業委員会委員の任命について
議第61号 村上市農業委員会委員の任命について
議第62号 村上市農業委員会委員の任命について
議第63号 村上市農業委員会委員の任命について
議第64号 村上市農業委員会委員の任命について
議第65号 村上市農業委員会委員の任命について
議第66号 村上市農業委員会委員の任命について
議第67号 村上市農業委員会委員の任命について
議第68号 村上市農業委員会委員の任命について
議第69号 村上市農業委員会委員の任命について
議第70号 村上市農業委員会委員の任命について

議第71号 村上市農業委員会委員の任命について
議第72号 村上市農業委員会委員の任命について
議第73号 村上市農業委員会委員の任命について
議第74号 村上市農業委員会委員の任命について
議第75号 村上市農業委員会委員の任命について
議第76号 村上市農業委員会委員の任命について
議第77号 村上市農業委員会委員の任命について
議第78号 村上市農業委員会委員の任命について

○議長（三田敏秋君） 日程第8、議第59号から議第78号までの20議案は、いずれも村上市農業委員会委員の任命についてであります。これを一括議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） ただいま上程をいただきました議第59号から議第78号までの20議案につきまして、一括して提案理由のご説明を申し上げます。

議第59号ほか19件につきましては、村上市農業委員会委員の20人の委員が令和2年7月31日をもって任期満了となるため、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会のご同意を求めるものであります。

具体的には、議第59号においては大野章氏を、議第60号においては村山美恵子氏を、議第61号においては稲葉浩之氏を、議第62号においては佐藤裕介氏を、議第63号においては石山章氏を、議第64号においては齋藤文夫氏を、議第65号においては阿部正一氏を、議第66号においては板垣栄一氏を、議第67号においては遠山久夫氏を、議第68号においては遠藤俊樹氏を、議第69号においては大倉毅氏を、議第70号においては船山寛氏を、議第71号においては本間裕一氏を、議第72号においては本間サヨ子氏を、議第73号においては佐藤健吉氏を、議第74号においては富樫与志栄氏を、議第75号においては佐藤昌夫氏を、議第76号においては菅原隆雄氏を、議第77号においては加藤孝平氏を、議第78号においては齋藤博氏をそれぞれ適任と考え、委員定数である20人を任命するものであります。

20人の委員のうち、議第62号の佐藤裕介氏、議第69号の大倉毅氏、議第74号の富樫与志栄氏、議第75号の佐藤昌夫氏の4人の委員については、新たに任命するものであり、その他の16人の委員につきましては、引き続き任命をするものであります。

なお、略歴につきましては、添付資料のとおりであり、任期につきましては3年間であります。

よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三田敏秋君） これから一括質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

本件は人事案件ですので、委員会付託を省略し、討論を用いないで直ちに採決したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） ご異議なしと認めます。

よって、本件は委員会付託を省略し、討論を用いないで順次ボタン式投票により採決をいたします。

最初に、議第59号を採決いたします。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第59号は原案のとおり同意することに決定をいたしました。

次に、議第60号を採決いたします。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第60号は原案のとおり同意することに決定をいたしました。

次に、議第61号を採決いたします。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第61号は原案のとおり同意することに決定をいたしました。

次に、議第62号を採決いたします。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第62号は原案のとおり同意することに決定をいたしました。

次に、議第63号を採決いたします。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第63号は原案のとおり同意することに決定をいたしました。

次に、議第64号を採決いたします。投票を開始してください。

[ボタン式投票]

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第64号は原案のとおり同意することに決定をいたしました。

次に、議第65号を採決いたします。投票を開始してください。

[ボタン式投票]

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第65号は原案のとおり同意することに決定をいたしました。

次に、議第66号を採決いたします。投票を開始してください。

[ボタン式投票]

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第66号は原案のとおり同意することに決定をいたしました。

次に、議第67号を採決いたします。投票を開始してください。

[ボタン式投票]

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第67号は原案のとおり同意することに決定をいたしました。

次に、議第68号を採決いたします。投票を開始してください。

[ボタン式投票]

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第68号は原案のとおり同意することに決定をいたしました。

次に、議第69号を採決いたします。投票を開始してください。

[ボタン式投票]

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第69号は原案のとおり同意することに決定をいたしました。

次に、議第70号を採決いたします。投票を開始してください。

[ボタン式投票]

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第70号は原案のとおり同意することに決定をいたしました。

次に、議第71号を採決いたします。投票を開始してください。

[ボタン式投票]

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第71号は原案のとおり同意することに決定をいたしました。

次に、議第72号を採決いたします。投票を開始してください。

[ボタン式投票]

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第72号は原案のとおり同意することに決定をいたしました。

次に、議第73号を採決いたします。投票を開始してください。

[ボタン式投票]

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第73号は原案のとおり同意することに決定をいたしました。

次に、議第74号を採決いたします。投票を開始してください。

[ボタン式投票]

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第74号は原案のとおり同意することに決定をいたしました。

次に、議第75号を採決いたします。投票を開始してください。

[ボタン式投票]

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第75号は原案のとおり同意することに決定をいたしました。

次に、議第76号を採決いたします。投票を開始してください。

[ボタン式投票]

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第76号は原案のとおり同意することに決定をいたしました。

次に、議第77号を採決いたします。投票を開始してください。

[ボタン式投票]

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第77号は原案のとおり同意することに決定をいたしました。

最後に、議第78号を採決いたします。投票を開始してください。

[ボタン式投票]

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第78号は原案のとおり同意することに決定をいたしました。

日程第9 議第79号 専決処分の承認を求めることについて
議第80号 専決処分の承認を求めることについて
議第81号 専決処分の承認を求めることについて
議第82号 専決処分の承認を求めることについて
議第83号 専決処分の承認を求めることについて
議第84号 専決処分の承認を求めることについて
議第85号 専決処分の承認を求めることについて
議第86号 専決処分の承認を求めることについて
議第87号 専決処分の承認を求めることについて
議第88号 専決処分の承認を求めることについて

○議長（三田敏秋君） 日程第9、議第79号から議第88号までの10議案は、いずれも条例の一部を改正する条例制定についての専決処分の承認を求めることについてであります。これを一括議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

市長。

[市長 高橋邦芳君登壇]

○市長（高橋邦芳君） ただいま上程をいただきました議第79号から議第88号の10議案につきまして、一括して提案理由のご説明を申し上げます。

これらの議案は、いずれも地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行いましたので、同法同条第3項の規定に基づき議会のご承認を求めるものであります。

最初に、議第79号は、地方税法等の一部を改正する法律が令和2年3月31日に公布されたことに伴い、村上市税条例等の一部を改正するものであります。主な改正内容につきましては、個人市民税では全ての独り親家庭に対して公平な税制を実現する観点から、婚姻歴の有無による不公平と男

女別の独り親の不公平を同時に解消するため、所得控除額や所得制限について同一の取り扱いとするものであります。固定資産税では、所有者が不明な土地等に係る所有者情報の円滑な把握や課税の公平性の確保の観点から、現に所有している者の申告の制度化に加え、調査を尽くしても所有者が明らかにならない場合、使用者を所有者とみなして課税することができることとするものであります。また、リトルシガーと呼ばれる軽量な葉巻たばこについては、重量に応じて課税されておりますが、紙巻きたばこと同等の税負担となるよう、紙巻きたばこ1箱に換算して（ 部分は36頁に発言訂正あり）課税する方法に段階的に見直すものであります。本案は、地方税法等の一部を改正する法律が原則として令和2年4月1日から施行となることから、専決処分とさせていただいたものであります。

次に、議第80号は、地方税法等の一部を改正する法律及び地方税法施行令の一部を改正する政令が令和2年3月31日に公布されたことに伴い、村上市国民健康保険税条例の一部を改正するものであります。主な改正内容につきましては、国民健康保険税の基礎課税額に係る課税限度額を61万円から63万円に、介護納付金課税額に係る課税限度額を16万円から17万円とするものであり、軽減措置に係る軽減判定所得につきましては、5割軽減対象世帯の算定における被保険者数に乗すべき金額を28万円から28万5,000円に、2割軽減対象世帯の算定における被保険者数に乗すべき金額を51万円から52万円に引き上げるものであります。本案は、地方税法等の一部を改正する法律及び地方税法施行令の一部を改正する政令が原則として令和2年4月1日から施行となることから、専決処分させていただいたものであります。

次に、議第81号は、国民健康保険法第58条第2項の規定に基づき、新型コロナウイルス感染症に感染した被用者等に対する傷病手当金を支給するため、村上市国民健康保険条例の一部を改正するものであり、早期の対応が必要であることから、専決処分とさせていただいたものであります。改正の内容につきましては、当該傷病手当金の支給事務に係る規定を附則に追加するものであります。

次に、議第82号は、高齢者の医療の確保に関する法律第86条第2項の規定に基づき、新型コロナウイルス感染症に感染した被用者等に対する傷病手当金の支給について、新潟県後期高齢者医療広域連合の改正条例が令和2年4月30日に公布、施行されたことに伴い、村上市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正するものであります。改正内容につきましては、市が行う事務に当該傷病手当金に係る申請受け付けに関する規定を追加したものであり、支給事務を早期に実施できるよう専決処分とさせていただいたところであり、

次に、議第83号は、村上市国民健康保険税条例及び村上市介護保険条例の一部を改正する条例制定についてであります。新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険税及び介護保険料の減免について、既存条例により減免を実施することといたしておりましたところ、厚生労働省から減免額に対し国が財政支援を実施するに当たり、条例上新型コロナウイルスにより減免する規定の整備が必要である旨示されたものでありますので、村上市国民健康保険税条例及び村上市介護保

険条例の両条例に対応する規定を加え、国の財政支援を活用し、新型コロナウイルス感染症により影響を受けている世帯、被保険者に対して、国民健康保険税及び介護保険料の減免を行うものであります。納期限が令和2年2月1日から令和3年3月31日までの保険税等が減免の対象となっており、該当する皆様に一日でも早く申請のご案内ができますよう、国の補正予算成立日である令和2年4月30日付で専決処分させていただいたものであります。

次に、議第84号から議第87号につきましては、下水道条例、集落排水処理施設条例、上水道条例、簡易水道条例の一部を改正する条例の一部改正についてであります。これらの4議案は、いずれも本年第1回定例会でご議決をいただきました上下水道料金の従量料金を改定する条例の内容の一部改正するものであります。改正内容といたしましては、新型コロナウイルス感染症の全国的拡大による市民生活、そして地域経済の悪化に対する支援策として上下水道料金の負担軽減を図るものであり、経済支援策として一刻も早く市民の皆様、そして事業者の皆様へお知らせする必要があったことから、専決処分とさせていただいたものであります。一部改正条例の第1条を改正し、令和2年10月1日から上げる予定としておりました地域の従量料金について、現行の料金に据え置くこととするものであります。なお、下がる予定の地域については、予定どおり令和2年10月1日から実施をいたします。また、一部改正条例の第2条は改正せず、令和3年10月1日から料金統一するものであります。

次に、議第88号は、介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令が令和2年3月30日に公布され、4月1日から施行されたこと等に伴い、村上市介護保険条例の一部を改正する条例制定について専決処分させていただいたものであります。主な改正内容といたしましては、国の消費税率引き上げに伴う低所得者への介護保険料の軽減対策について、平成27年4月の消費税率8%導入時から保険料率の一部実施を行っており、昨年10月の消費税率10%の改定から、軽減対象と基準額に対する割合が拡大されているところであります。このたび本年4月からの消費税率10%引き上げの満年度化に伴い、低所得者への保険料軽減を完全実施することとなり、国の令和2年度予算が本年3月27日に成立したことを受け、減額賦課に係る減額幅の基準と財源措置に関して政令の一部改正が行われたところであります。この政令改正により、村上市介護保険条例に定める保険料率について、対象となる第1段階から第3段階の軽減を行うため、第1段階については年額保険料を2万6,550円から2万1,240円に、第2段階については年額保険料を4万710円から3万1,860円に、第3段階については年額保険料5万1,330円から4万9,560円にそれぞれ減額し、本年4月1日から遡及適用するものであります。また、保険料の減免措置として、介護保険法第63条に規定する刑事施設等に拘禁され、保険給付の制限を受けた者を対象にするため、併せて一部改正を行ったものであります。

よろしくご審議の上、原案どおりご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三田敏秋君） これから一括質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

これから順次討論の後、ボタン式投票により採決をいたします。

最初に、議第79号について討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議第79号を採決いたします。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第79号は原案のとおり承認することに決定をいたしました。

次に、議第80号について討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第80号を採決いたします。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第80号は原案のとおり承認することに決定をいたしました。

次に、議第81号について討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第81号を採決いたします。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第81号は原案のとおり承認することに決定をいたしました。

次に、議第82号について討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第82号を採決いたします。投票を開始してください。

[ボタン式投票]

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第82号は原案のとおり承認することに決定をいたしました。

次に、議第83号について討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第83号を採決いたします。投票を開始してください。

[ボタン式投票]

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第83号は原案のとおり承認することに決定をいたしました。

次に、議第84号について討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第84号を採決いたします。投票を開始してください。

[ボタン式投票]

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第84号は原案のとおり承認することに決定をいたしました。

次に、議第85号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第85号を採決いたします。投票を開始してください。

[ボタン式投票]

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第85号は原案のとおり承認することに決定をいたしました。

次に、議第86号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第86号を採決いたします。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第86号は原案のとおり承認することに決定をいたしました。

次に、議第87号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第87号を採決いたします。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第87号は原案のとおり承認することに決定をいたしました。

最後に、議第88号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第88号を採決いたします。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第88号は原案のとおり承認することに決定をいたしました。

昼食休憩のため午後1時まで休憩します。

午前11時56分 休憩

午後0時59分 開議

○議長（三田敏秋君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

発言の訂正

○議長（三田敏秋君） 市長。

○市長（高橋邦芳君） 先ほど議第79号、村上市税条例等の一部を改正する条例に関わる提案理由の説明の中で、「軽量な葉巻たばこについて紙巻きたばこ1箱に換算して」と申し上げましたが、「紙巻きたばこ1本に換算して」の誤りでありましたので、訂正をいたします。

○議長（三田敏秋君） ご了承願います。

日程第10 議第89号 専決処分の承認を求めることについて

議第90号 専決処分の承認を求めることについて

議第91号 専決処分の承認を求めることについて

議第92号 専決処分の承認を求めることについて

議第93号 専決処分の承認を求めることについて

議第94号 専決処分の承認を求めることについて

○議長（三田敏秋君） 日程第10、議第89号から議第94号までの6議案は、いずれも令和元年度一般会計及び各特別会計の補正予算に係る専決処分の承認を求めることについてであります。これを一括して議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） ただいま上程をいただきました議第89号から議第94号までの6議案につきまして、一括して提案理由のご説明を申し上げます。

最初に、議第89号は、令和元年度村上市一般会計補正予算（第12号）についてであります。各款にわたり事業費などの確定による所要の調整を行い、歳入歳出予算の総額からそれぞれ4億3,140万円を減額し、予算の規模を346億6,110万円といたしました。

補正の主な内容といたしましては、歳入におきまして、第2款地方譲与税から第15款県支出金までについて交付額の確定等による精算処理を行いました。第18款繰入金では基金繰入金8億9,681万円を、第21款市債では2,950万円をそれぞれ減額し、所要の調整を行いました。

歳出におきましては、第2款総務費で情報通信事業特別会計繰出金の調整などにより1,700万円を、第3款民生費では国民健康保険特別会計への繰出金の調整などにより566万1,000円をそれぞれ減額をいたしました。第4款衛生費では保健衛生総務経費などで事業費の確定により1,029万5,000円を、第6款農林水産業費では農業振興経費などで事業費の確定により6,061万円をそれぞれ減額をいたしました。第7款商工費では中小企業金融制度経費などの事業費確定により638万6,000円を追加し、第8款土木費では除雪対策経費などで事業費確定により2億9,317万4,000円を、

第10款教育費では小学校施設改修経費などで事業費確定により8,059万5,000円をそれぞれ減額をいたしたほか、第13款諸支出金では基金積立金2,960万円を追加をいたしました。

第2条、地方債の補正は、借入額の確定により限度額の変更を行ったものであります。

次に、議第90号は、令和元年度村上市土地取得特別会計補正予算（第2号）についてであります。歳入歳出予算の総額にそれぞれ3万4,000円を追加し、予算の規模を4,424万6,000円といたしました。

補正の内容といたしましては、歳入におきまして、第1款財産収入で土地開発基金運用収入3万4,000円を、歳出におきましては、第2款諸支出金で土地開発基金積立金3万4,000円をそれぞれ追加をいたしました。

次に、議第91号は、令和元年度村上市情報通信事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。歳入歳出予算の総額からそれぞれ500万円を減額し、予算の規模を5億1,810万円といたしました。

補正の内容といたしましては、歳入におきまして、第3款繰入金で一般会計繰入金500万円を減額をいたしました。

歳出におきましては、第1款総務費で朝日地区及び神林地区施設維持管理経費などで500万円を減額をいたしました。

次に、議第92号は、令和元年度村上市葡萄スキー場特別会計補正予算（第1号）についてであります。歳入歳出予算の総額からそれぞれ1,730万円を減額し、予算の規模を3,270万円といたしました。

補正の主な内容といたしましては、歳入におきまして、第2款使用料及び手数料で一般使用料1,014万円を、第3款繰入金で一般会計繰入金594万2,000円を、歳出におきましては、第1款総務費で葡萄スキー場運営経費1,724万3,000円をそれぞれ減額をいたしました。

次に、議第93号は、令和元年度村上市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてであります。歳入歳出予算の総額からそれぞれ2億5,240万円を減額し、予算の規模を61億6,530万円といたしました。

補正の主な内容といたしましては、歳入におきまして、第5款県支出金で保険給付費等交付金3億6,827万4,000円を、第7款繰入金で国民健康保険事業財政調整基金繰入金などで1億210万円をそれぞれ減額し、第8款繰越金ではその他繰越金2億1,834万9,000円を追加をいたしました。

歳出におきましては、第2款保険給付費で一般被保険者療養給付費2億5,200万円を減額をいたしました。

次に、議第94号は、令和元年度村上市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）についてであります。歳入歳出予算の総額からそれぞれ1,120万円を減額し、予算の規模を7億1,180万円といたしました。

補正の主な内容といたしましては、歳入におきまして、第1款後期高齢者医療保険料で現年度分997万5,000円を、第3款繰入金で事務費繰入金125万6,000円を、歳出におきましては、第2款後期高齢者医療広域連合納付金で県後期高齢者医療広域連合納付金994万4,000円をそれぞれ減額いたしました。

よろしくご審議の上、原案どおりご承認賜りますようお願いいたします。

○議長（三田敏秋君） これから一括質疑を行います。

8番、鈴木好彦君。

○8番（鈴木好彦君） 議第89号についてお尋ねいたします。

これの19ページお聞きいただきたいと思うのですが、4款衛生費の2項2目ですか、塵芥処理費の中で、財源更正されていますけれども、特定財源の内訳の中にその他という形で4億円ほど減らされております。このその他というのは何でしょうか。

○議長（三田敏秋君） 企画財政課長。

○企画財政課長（東海林 豊君） こちらにつきましては、環境衛生基金の繰入金でございます。

○議長（三田敏秋君） 鈴木好彦君。

○8番（鈴木好彦君） 当初積立金を充てようという形で予算が組まれたと。それが一般財源で賄われるようになった。その大きな理由というのは何なのでしょう。

○議長（三田敏秋君） 企画財政課長。

○企画財政課長（東海林 豊君） 個別のこれがということではないですが、最終的に交付税だったり、歳入側で歳入が予定以上に確保ができたこと、それから歳出側でも執行残等出てきたということで、基金を投入しなくても一般財源でやりくりができるということで、今回は投入を見送ったということでございます。

○8番（鈴木好彦君） 終わります。

○議長（三田敏秋君） 15番、姫路敏君。

○15番（姫路 敏君） 一括なので、それぞれいろいろあるのですが、絞り込んでということで、議第89号の24ページ、除雪対策経費でございますが、これがマイナスの2億7,230万4,000円ということですが、これは雪降らなかったわけですが、ほとんど。除雪車のお金ですか、全部が。どういうことでしょうか。

○議長（三田敏秋君） 企画財政課長。

○企画財政課長（東海林 豊君） この除雪の委託料でございますけれども、これが業者の方に除雪を委託しているわけですが、それが除雪が出なかったということで委託料が減額になったということでございます。

○議長（三田敏秋君） 姫路敏君。

○15番（姫路 敏君） いいです、今後の補正のときにまたちょっと聞いていきますので。

あとはもう一つ、その下のほうの村上総合病院移転新築周辺道路整備事業経費ということで、都市計画課として781万円の減額ですが、これはどういうことなのか。

○議長（三田敏秋君） 企画財政課長。

○企画財政課長（東海林 豊君） こちらにつきましては、道路工事やっているわけですが、最終的に今年度分の工事費が事業費確定したということで、執行残になるということで減額をしたということでございます。

○議長（三田敏秋君） 姫路敏君。

○15番（姫路 敏君） ということは、余ったということの考え方でよろしいのかと思うのですが、予算の組立てのときに一番必要なのが余らせないような予算立てをしないと困ると。減額予算なので、それは良かったということにつながっていくのでしょうか。

それとあともう一つは、議第92号の蒲萄スキー場の件で、全く動かない、ほとんどは売り上げも何もマイナスということなのでしょうけれども、これトータルして3,270万円ということですよ。ということは、雪降らずに全く動かないという状況が今回初めて経験したわけですが、そういう状態の中でも3,270万円はかかるということですね。どうか。

○議長（三田敏秋君） 観光課長。

○観光課長（大滝 寿君） 開業に向けて準備をしております、その準備自体が通年を通じまして工事、それから施設の維持費等々に係る経費がそれぐらいになっていたというところでございます。

○15番（姫路 敏君） 終わります。

○議長（三田敏秋君） ほかにご質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

これから順次討論の後、ボタン式投票により採決をいたします。

最初に、議第89号について討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第89号を採決いたします。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第89号は原案のとおり承認することに決定をいたしました。

次に、議第90号について討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第90号を採決いたします。投票を開始してください。

[ボタン式投票]

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第90号は原案のとおり承認することに決定をいたしました。

次に、議第91号について討論を行います。討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（三田敏秋君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第91号を採決いたします。投票を開始してください。

[ボタン式投票]

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第91号は原案のとおり承認することに決定をいたしました。

次に、議第92号について討論を行います。討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（三田敏秋君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第92号を採決いたします。投票を開始してください。

[ボタン式投票]

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第92号は原案のとおり承認することに決定をいたしました。

次に、議第93号について討論を行います。討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（三田敏秋君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第93号を採決いたします。投票を開始してください。

[ボタン式投票]

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第93号は原案のとおり承認することに決定をいたしました。

最後に、議第94号について討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第94号を採決いたします。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第94号は原案のとおり承認することに決定をいたしました。

日程第11 議第95号 専決処分の承認を求めることについて

議第96号 専決処分の承認を求めることについて

議第97号 専決処分の承認を求めることについて

議第98号 専決処分の承認を求めることについて

議第99号 専決処分の承認を求めることについて

○議長（三田敏秋君） 日程第11、議第95号から議第99号までの5議案は、いずれも令和2年度一般会計補正予算並びに国民健康保険特別会計補正予算に係る専決処分の承認を求めることについてであります。これを一括して議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） ただいま上程をいただきました議第95号から議第99号の5議案につきまして、一括して提案理由のご説明を申し上げます。

初めに、議第95号は、令和2年度村上市一般会計補正予算（第1号）についてであります。歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億1,600万円を追加し、予算の規模を322億1,600万円といたしました。

補正の主な内容といたしましては、新型コロナウイルス感染症緊急対策関連経費の追加であります。歳入におきまして、第19款繰入金で財政調整基金繰入金1億円を、第20款繰越金では前年度繰越金1,600万円をそれぞれ追加をいたしました。

歳出におきましては、第7款商工費で新型コロナウイルス感染症緊急対策経費などで1億335万円を、第9款消防費では防災対策一般経費1,265万円をそれぞれ追加をいたしました。

次に、議第96号は、令和2年度村上市一般会計補正予算（第2号）についてであります。歳入歳出予算の総額にそれぞれ59億8,700万円を追加し、予算の規模を382億300万円といたしました。

補正の主な内容といたしましては、特別定額給付金給付事業経費等の追加であります。歳入におきましては、第15款国庫支出金で特別定額給付金給付事業費補助金などで59億8,140万円を、第20款繰越金では前年度繰越金560万円をそれぞれ追加をいたしました。

歳出におきましては、第2款総務費で特別定額給付金給付事業経費及び新型コロナウイルス感染症緊急対策経費で59億2,030万円を、第3款民生費では子育て世帯への臨時特別給付金給付事業経費6,670万円をそれぞれ追加をいたしました。

次に、議第97号は、令和2年度村上市一般会計補正予算（第3号）についてであります。歳入歳出予算の総額にそれぞれ3億円を追加し、予算の規模を385億300万円といたしました。

補正の主な内容といたしましては、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金関連事業の追加であります。歳入におきましては、第15款国庫支出金で新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金などで2億9,754万5,000円を、第20款繰越金では前年度繰越金245万5,000円をそれぞれ追加をいたしました。

歳出におきましては、第3款民生費で国民健康保険特別会計繰出金などで2,015万7,000円を、第6款農林水産業費では新型コロナウイルス感染症緊急対策経費などで740万円をそれぞれ追加をいたしました。第7款商工費では新型コロナウイルス感染症緊急対策経費2億2,170万円を、第9款消防費では防災対策一般経費3,240万円を、第10款教育費では学校スクールバス等運行経費などで1,318万9,000円をそれぞれ追加をいたしました。

次に、議第98号は、令和2年度村上市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてであります。歳入歳出予算の総額にそれぞれ180万円を追加し、予算の規模を62億880万円といたしました。

補正の主な内容といたしましては、新型コロナウイルス感染症に伴う傷病手当金の創設によるものであります。歳入におきましては、第5款県支出金で保険給付費等交付金180万円を、歳出におきましては、第2款保険給付費で傷病手当金180万円をそれぞれ追加をいたしました。

次に、議第99号は、令和2年度村上市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてであります。歳入歳出予算の総額にそれぞれ460万円を追加し、予算の規模を62億1,340万円といたしました。

補正の主な内容といたしましては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止対応のため、特定健診の実施方法を変更したことに伴うものであります。歳入におきましては、第2款分担金及び負担金で特定健診一部負担金342万7,000円を減額し、第7款繰入金ではその他繰入金800万円を追加をいたしました。

歳出におきましては、第4款保健事業費で保健事業経費457万3,000円を追加をいたしました。

よろしくご審議の上、原案どおりご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三田敏秋君） これから一括質疑を行います。

7番、本間善和君。

○7番（本間善和君） それでは、3問ですので、手際よくいきたいと思います。議第95号からひとつお願いしたいと思います。議第95号、財政調整基金から今市長の説明では1億円を取り崩し、緊急経済対策ということで6,500万円を新規という格好で計上してありますが、現在の執行状況等、内訳と執行状況についてお伺いしたいと思います。

○議長（三田敏秋君） 地域経済振興課長。

○地域経済振興課長（山田和浩君） 昨日現在ということになりますけれども、こちらは4つを事業を行っておりまして、1つは販売促進応援プロジェクト補助金、こちらが30件で266万1,000円。2つ目として、雇用維持奨励金、35件で350万円。3つ目としまして、店舗賃料緊急支援助成金、こちらが57件で502万7,000円。そして、4つ目としまして休業支援金、554件で5,540万円。合計しますと6,658万8,000円となるわけなのですけれども、不足分につきましては、3号の専決で予算のほうは追加させていただいております。

○議長（三田敏秋君） 本間善和君。

○7番（本間善和君） 分かりました。

続きまして、議第96号のほうお願いしたいと思います。議第96号のほうについては、今この予算書から見ますと国からの給付金事業という格好で支出しておりますが、2つの給付金についての執行状況について、どのぐらいの状況になっているのか教えていただきたいと思います。

○議長（三田敏秋君） 総務課長。

○総務課長（竹内和広君） 初めに、特別定額給付金につきましては6月8日、昨日の終了時点で給付予定として97.7%の方に給付の事務処理が済んでおります。

○7番（本間善和君） 2つありますので、もう一つの子どものほうの給付金。

○議長（三田敏秋君） こども課長。

○こども課長（中村豊昭君） 子育て世帯への臨時特別給付金につきましては、5,245件に支給しております。1人1万円ですので、5,245万円ということでございます。

〔「聞こえない、もう一度」と呼ぶ者あり〕

○こども課長（中村豊昭君） 5,245件の1人1万円です。現在これ以外の人たちの受け付けを行っているところです。

○7番（本間善和君） 100%ということですよね。

○こども課長（中村豊昭君） 100%ではございません。実は、これ第1弾と第2弾がございまして、5,245件は第1弾の支給になります。それから、第2弾につきましては、我々公務員の人たちなのですけれども、市のほうで直接支給していない人がいます。この人たちにつきましては、それぞれから申請してもらわないと把握できないというので、第2弾がこの先あるので、まだ執行は100%にはなっておりません。

○議長（三田敏秋君） 本間善和君。

○7番（本間善和君） 分かりました。

それでは、次議第97号についてお伺いしたいと思います。議第97号については、多方面にわたった事業が展開されているわけですが、これは地域経済振興課長でよろしいと思うのですが、国とセットになった事業ありますよね。国に申請しているから、こちらのほうも10万円つけ足しますよという格好の事業が村上市でも取っているわけですが、私の知る限りでは3つぐらいあると思うのですが、その申請の状況等についてはどんなものなのでしょうか。

○議長（三田敏秋君） 地域経済振興課長。

○地域経済振興課長（山田和浩君） 国の申請としましては雇用調整助成金、こちらはハローワークに申請するものでありますけれども、なかなか申請の件数についてはお聞きすることができないという状況にあります。直接申請した、その書類受け付けたものを見せていただいて申請を受け付けているというような状況にありまして、ですので、私どもの申請を受け付けた以上の件数が当然ハローワークでは受け付けられているのだらうなというふうには今思っています。

もう一つ、持続化給付金、こちらにつきましては、もうオンラインで申請しているものも結構あるものですから、直接国のほうに行くといえますか、国が委託を受けた事業者のほうにデータが行きますので、こちらでなかなかそれも把握はできない。ただ、先月の31日から村上商工会議所のほうで会議室のほうを借りまして、事業者がそこで申請のお手伝いをしているということで、その様子をお聞きしますと、毎日20件程度の方がそちらのほうに見えているということではお聞きしておりました。

○7番（本間善和君） 議長、3問ですので、あと質問できませんので、これで止めます。どうもありがとうございました。

○議長（三田敏秋君） 1番、上村正朗君。

○1番（上村正朗君） ありがとうございます。新人でもありますので、基本的なことを教えていただきたいと思います。

議第97号、令和2年度村上市一般会計補正予算で、同じく議第99号、令和2年度村上市国民健康保険特別会計補正予算、両方とも市長専決で行われているわけなのですが、これの根拠法令としては、地方自治法第179条に基づいて専決処分をしているということではよろしいでしょうか。

○議長（三田敏秋君） 総務課長。

○総務課長（竹内和広君） おっしゃるとおりでございます。

○議長（三田敏秋君） 上村正朗君。

○1番（上村正朗君） そうしますと、その179条の普通地方公共団体の長において云々、その部分で該当するのだらうと思いますけれども、5月18日に専決をしていて、5月22日に第2回の臨時会があったと思うのですが、4日早めなくてはいけないその緊急の地方自治法第179条に基づくような何か緊急的な理由があったのか。内容については、コロナ対応の内容ですので、全く異論差し

挟むつもりはありませんけれども、4日待てば議会で審議ができたのではないかなというふうに、素朴にそう思うのですけれども、4日議会の審議かけず専決しなければならない何か特別な理由が、あったからやったのだと思いますけれども、具体的にどういうことなのか教えていただければと思います。

○議長（三田敏秋君） 市長。

○市長（高橋邦芳君） 今回の新型コロナウイルス感染症対策事業については、やはり一日たりとも待てないというような状況で常に立てつけとして動いていました。その中で、これまでも我々も議会があるという前提の中で、そこにお諮りをしなければならないのではないかとということで議会事務局、ご当局のほうにもお問合せを随時させていただいているわけでありましてけれども、今回の臨時会の開催の要件というのは、改選後の臨時会ということで、議会先例の中で、議案審議についてはそれを行わないというような申合せがあるというふうな状況でもございましたので、私どもいたしましては、それについてはこういう対応をさせていただくということで議員の皆様方に都度ご説明をさせていただいて、専決処分で処理をさせていただいたというケースでありますので、今回はこの有事災害に対する対応ということのイレギュラーの措置に近いものかなというふうに思っております。通常であれば、定例会のほうにご提案を申し上げていくということを通例といたしております。

○議長（三田敏秋君） 上村正朗君。

○1番（上村正朗君） 過去の申合せ等、本当に新人ですので、不勉強でよく分かりませんが、ちょっとその辺何となく納得十分に行くわけではないですけれども、中身について特に問題があるわけではありませんので、市長さんの答弁承っておきたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（三田敏秋君） 15番、姫路敏君。

○15番（姫路 敏君） 議第95号、10ページ、中小企業金融制度の経費として保証料の補給ということがございますが、これはいつからいつの何件くらいのものでしょうか。

○議長（三田敏秋君） 地域経済振興課長。

○地域経済振興課長（山田和浩君） こちらのほうは、この先必要になるだろうと見込まれる金額含めての補正ということになるわけなのですけれども、当初予算が1,000万円でございます。ここに専決補正を入れていただきまして、現在4,800万円という金額になります。その中で、現在支出予定のものが661万6,377円、こちらが31件分のもの、4月分ということになります。この後、5月分、6月分ということで順次支出が見込まれる予定でございます。

○議長（三田敏秋君） 姫路敏君。

○15番（姫路 敏君） そうしたら、専決する必要性何もないのではないかなという感じるわけ。6月定例会で出してきたても何も問題ないのではないかと、こういうことも考えられます。いいです、答弁しなくて。

質問します。あともう一つ、その下の時間外手当勤務、防災対策の。消防関係ですか、これ。1,265万円の内容はどういうことなのですか。

○議長（三田敏秋君） 総務課長。

○総務課長（竹内和広君） 時間外勤務手当及び管理職員特別勤務手当につきましては、これの専決日が4月21日に専決いたしました。3月分のコロナの実績で4月以降このぐらいかかるだろうということで予算化をさせていただいたものであります。時間外勤務手当が500万円、管理職員特別勤務手当が60万円ということで、3月実績に基づきまして予算化をさせていただきました。

○議長（三田敏秋君） 姫路敏君。

○15番（姫路 敏君） 私の不勉強もあるのでしょうかけれども、もうちょっと聞きたいのですけれども、3回ですから聞けない、あと。

あともう一つ、議第97号、14ページ、学校給食経費800万円、これ一体何ですか。

○議長（三田敏秋君） 企画財政課長。

○企画財政課長（東海林 豊君） こちらにつきましては、学校給食が休校によりまして給食が止まりましたのですけれども、それに伴いまして給食の食材納入業者の方々への補填といたしますか、その分が3月分と4、5月分ということで今回計上させていただいたということでございます。

3月分が今見込んでおりますのが400万円ということで、7社分ということで学校教育課のほうからは聞いております。4月、5月分につきましては、同じく400万円を見込んでいるということで、いずれも学校給食の会計のほうへ支出して業者のほうへするということなのですが、3月分につきましては、国庫補助が4分の3受けられるということもありましたので、その分を今回計上させていただいたということです。

○15番（姫路 敏君） 分かりました。

○議長（三田敏秋君） ほかにご質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

これから順次討論の後、ボタン式投票により採決をいたします。

最初に、議第95号について討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第95号を採決いたします。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第95号は原案のとおり承認することに決定をいたしました。

次に、議第96号について討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第96号を採決いたします。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第96号は原案のとおり承認することに決定をいたしました。

次に、議第97号について討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

それでは、議第97号を採決いたします。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第97号は原案のとおり承認することに決定をいたしました。

次に、議第98号について討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第98号を採決いたします。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第98号は原案のとおり承認をすることに決定をいたしました。

最後に、議第99号について討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第99号を採決いたします。投票を開始してください。

[ボタン式投票]

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第99号は原案のとおり承認することに決定をいたしました。

日程第12 議第100号 消防ポンプ自動車（CD—I型）購入契約の締結について

議第101号 消防団消防用ポンプ積載車及び小型動力ポンプ購入契約の締結について

議第102号 村上市税条例の一部を改正する条例制定について

議第103号 村上市手数料条例の一部を改正する条例制定について

議第104号 公の施設に係る指定管理者の指定について

○議長（三田敏秋君） 日程第12、議第100号から議第104号までの5議案を一括して議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

市長。

[市長 高橋邦芳君登壇]

○市長（高橋邦芳君） ただいま上程をいただきました議第100号から議第104号の5議案につきまして、一括して提案理由のご説明を申し上げます。

初めに、議第100号は4月23日、指名競争入札により仮契約書を交わしている消防ポンプ自動車（CD—I型）の購入契約の締結について、地方自治法第96条第1項第8号の規定により、議会のご議決をお願いするものであります。購入予定の消防ポンプ自動車は、添付資料にお示しのとおりであり、関川分署に配備しております消防ポンプ自動車を更新するものであります。入札に当たりましては、専門的で特殊な技術を要することから、消防用車両取扱業者による通常型指名競争入札を行った結果、株式会社宮島工業所と契約金額4,364万7,560円で仮契約を締結したものであります。

次に、議第101号につきましては4月23日、指名競争入札により仮契約書を交わしている消防団消防用ポンプ積載車及び小型動力ポンプの購入契約の締結について、地方自治法第96条第1項第8号の規定により、議会のご議決をお願いするものであります。購入予定の消防用ポンプ積載車及び小型動力ポンプは消防団配備用で、普通積載車1台、軽積載車3台、小型動力ポンプ6台を更新するものであります。入札に当たりましては、専門的で特殊な技術を要することから、消防用車両取扱業者による通常型指名競争入札の結果、株式会社宮島工業所と契約金額3,145万8,668円で仮契約を締結したものであります。

次に、議第102号は、村上市税条例の一部を改正する条例制定についてであります。本案は、新型コロナウイルス感染症及びその蔓延防止のための措置が納税者等に及ぼす影響の緩和を図るため、

地方税法等の一部を改正する法律が令和2年4月30日に公布されたことに伴い、厳しい経営環境にある中小事業者に対して令和3年度課税の1年分に限り償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税を軽減する措置や、軽自動車税環境性能割の臨時的軽減措置の適用期限を6か月間延長するなど、所要の改正を行うものであります。

次に、議第103号は、村上市手数料条例の一部を改正する条例制定についてであります。本案は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律、通称デジタル手続法の施行により、本年5月25日にマイナンバーの通知カードが廃止されたことから、条例中の通知カードの再交付に関する規定を改正するものであります。

次に、議第104号は、むらかみ病児保育センターの開設予定である令和2年12月から新たに指定しようとする公の施設に係る指定管理者の指定について、議会のご議決をお願いするものであります。指定につきましては、公募により指定しようとするものであり、令和7年3月末までの4年4か月の指定管理期間とするものであります。

なお、選定の経過、指定管理者となる団体の概要、施設管理及び運営の提案要旨等につきましては、指定管理者の指定に係る資料をお示しをいたしておりますので、併せてご参照をお願いいたします。

よろしくご審議の上、原案どおりご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三田敏秋君） これから一括質疑を行います。

15番、姫路敏君。

○15番（姫路 敏君） 議第100号なのですが、ポンプ自動車、このポンプ自動車びっくりするぐらい高いのですけれども、これは配置するところというのは山北なのですか。

○議長（三田敏秋君） 消防長。

○消防長（鈴木信義君） 今市長がお話ししておりましたが、関川分署の消防車の更新になります。

○議長（三田敏秋君） 姫路敏君。

○15番（姫路 敏君） 関川も今一緒になっているのですものね、全部。

それとあともう一つ、議第101号の消防団用のやつですか、これ。これは、行き先は全部決まっているわけなのですよ。ちょっと教えてもらえますか。

○議長（三田敏秋君） 消防長。

○消防長（鈴木信義君） 資料1のところに一応配置先がついておりますけれども。

○議長（三田敏秋君） 姫路敏君。

○15番（姫路 敏君） それで、入れ替わるのか、それとも新規なのか。もし入れ替わるのだとすると、中古のポンプを知らないうちにどこかに回っていたという事実が前にあったのですけれども、それは入れ替えなのですか、それとも新規なのですか。

○議長（三田敏秋君） 消防長。

○消防長（鈴木信義君） それでは、細かい説明になりますけれども、普通積載車にある山北方面隊 3の1大毎なのですけれども、これは現在はポンプ車を利用しております。ポンプ車が廃止になりまして、普通積載車車両と小型動力ポンプのところにも書いてありますが、3の1大毎と。これは、新規で入ります。

○15番（姫路 敏君） これ新規。

○消防長（鈴木信義君） はい。

あと、軽積載車のほうなのですけれども、軽積載車は岩船上町と、それから吉浦にあつては、今まで普通積載車だったのですけれども、これが軽積載車に替わります。これは、車両だけの入れ替わりになります。あと、坂町駅前の車両に関しては入れ替りです。更新です。それから、小型動力ポンプに関しては、朝日方面隊の堀野、上中島、岩沢に関しても更新になります。それから、山北方面隊の2つの基石、越沢の小型ポンプに関しても更新となります。

○15番（姫路 敏君） 3問で終わりですけれども、上がったのが市民に公平になるようお願いいたします。

○議長（三田敏秋君） 7番、本間善和君。

○7番（本間善和君） それでは、企画財政課長にちょっとお伺いしたいと思います。議第100号、議第101号の入札の件でちょっとお伺いしたいと思います。議第101号、議第100号ともに、入札参加者というのは指名競争入札やったわけで、何社ぐらいでやっているのですか。

○議長（三田敏秋君） 企画財政課長。

○企画財政課長（東海林 豊君） 議第100号が6社でございます。それと、議第101号も指名は6社でございます。

○議長（三田敏秋君） 本間善和君。

○7番（本間善和君） それで、議第101号のほうについてお伺いしたいのですが、議第100号のほうは1台ですので、一発ぽんと単価が出てくると、入札の札が出てくると思うのですけれども、議第101号については、いろんな機種があるわけですよ。これ総まとめて一発で札入れてくるのですか。それとも、個々の機種で札が入ってくるのですか。

○議長（三田敏秋君） 企画財政課長。

○企画財政課長（東海林 豊君） これは、一本で入札になっております。

○7番（本間善和君） 一本でね。

○企画財政課長（東海林 豊君） はい。

○議長（三田敏秋君） 本間善和君。

○7番（本間善和君） 分かりました。

次に、指定管理の件が1件ありましたけれども、市長これ何年の契約という説明でした。いいで

すか、市長の説明でちょっと私……。

- 議長（三田敏秋君） 市長。
- 市長（高橋邦芳君） 4年4か月というふうに申し上げました。
- 7番（本間善和君） 4年と。
- 市長（高橋邦芳君） 4か月。
- 7番（本間善和君） 4か月。

分かりました。結構でございます。ありがとうございました。

- 議長（三田敏秋君） ほかにご質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第100号から議第104号までの5議案については、議案付託表のとおり、会議規則の規定によってそれぞれ議第100号から議第101号については総務文教常任委員会に、議第102号から議第104号については市民厚生常任委員会に付託をいたします。

日程第13 議第105号 令和2年度村上市一般会計補正予算（第4号）

- 議長（三田敏秋君） 日程第13、議第105号 令和2年度村上市一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

- 市長（高橋邦芳君） ただいま上程をいただきました議第105号につきまして提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、令和2年度村上市一般会計補正予算（第4号）についてであります。歳入歳出予算の総額にそれぞれ7,790万円を追加し、予算の規模を385億8,090万円にしようとするものであります。

補正の主な内容といたしましては、歳入におきまして、第16款県支出金では介護基盤整備事業費補助金などで4,820万円を、第19款繰入金では森林環境整備基金繰入金400万円を、第20款繰越金では前年度繰越金584万5,000円を、第21款諸収入では後期高齢者一体的事業受託収入などで1,985万5,000円をそれぞれ追加しようとするものであります。

歳出におきましては、第2款総務費で協働のまちづくり推進事業経費500万円を、第3款民生費では介護基盤整備事業経費などで3,945万円を、第6款農林水産業費では地域林業活性化事業経費などで4,274万9,000円をそれぞれ追加し、第13款諸支出金では基金積立金2,300万円を減額しようとするものであります。

よろしくご審議の上、原案どおりご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三田敏秋君） これから質疑を行います。

15番、姫路敏君。

○15番（姫路 敏君） 所管内のものは今質問しませんけれども、所管外のもので、10ページの歳出のところですが、ゆり花会館運営経費、介護高齢課となっておりますが、工事請負費となっておりますが、これ何の工事をするのですか。

○議長（三田敏秋君） 介護高齢課長。

○介護高齢課長（小田正浩君） これは、大浴場と小浴場なのですけれども、脱衣室からお風呂場に行くところの給水管が漏れているのが分かりまして、それを修繕するための工事費でございます。

○議長（三田敏秋君） 姫路敏君。

○15番（姫路 敏君） ゆり花会館よく私も二、三度使ったことありますけれども、シャワーが非常に弱いのか分からないのですけれども、しょっちゅう壊れるのです。その辺の改善というか、そういったことは聞いておりませんか。何か対策打っていますか、もし聞いていたら。

○議長（三田敏秋君） 介護高齢課長。

○介護高齢課長（小田正浩君） 恐らくその関係もあると思うのですけれども、ひびが入っているような感じがありまして、それを今度今回修繕させていただきたいなと思っております。

○議長（三田敏秋君） 姫路敏君。

○15番（姫路 敏君） あと、最後に自治振興課のほうの協働のまちづくり推進事業費500万円なのですが、これは何か特別にまた出てきたわけなのでしょう。大体年度でぱっと予算というのは決まってくる。特別の何かが出てきたのですか。

○議長（三田敏秋君） 企画財政課長。

○企画財政課長（東海林 豊君） こちら歳入もあるのですけれども、コミュニティの補助金ということで、宝くじのほうからの補助を利用してやるものなのですが、決定が春越えないと出てこないということがございまして、今回2集落分。これ檜原と金屋、この2集落分が今回内示を頂いたということで追加をさせていただいたということでございます。

○15番（姫路 敏君） 分かりました。

○議長（三田敏秋君） 17番、木村貞雄君。

○17番（木村貞雄君） 1点だけお伺いします。議第105号の7ページの歳入において、農林水産費の県補助金の関係なのですけれども、8ページの新規になっている棚田地域振興緊急対策交付金なのですけれども、歳出のほうは要するに地域指定申請調査委託料になっているのですけれども、これが新たに入った地域なのだろうか、その辺のことを伺いたいと思います。

○議長（三田敏秋君） 企画財政課長。

○企画財政課長（東海林 豊君） こちらにつきましては、去年その法律が変わったということで、今回その法律に基づく棚田地域指定申請調査委託というのを出すということなのですが、地区とし

ましては、村上市全体が1地区となるということだそうです。

ただ、今回予定しておりますのは、その中で実際の実施区域というのは高根、荒沢を予定しているということですが、指定としては村上市全体が1地区となるということであります。

○議長（三田敏秋君） 木村貞雄君。

○17番（木村貞雄君） 高根地区は、7年前から中山間地のほうやっているのですが、これは別に今までやっているところも関係するわけですか。新たな地域なのですか、その辺。

○議長（三田敏秋君） 企画財政課長。

○企画財政課長（東海林 豊君） 申し訳ございません。詳細までは、ちょっと私そこまでは承知していないのですが、農林水産課のほうからは村上市が1地区ということで、今回手を挙げられたのがこの2集落ということでお聞きしております。

○17番（木村貞雄君） 終わります。

○議長（三田敏秋君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

追加日程第2 一般会計予算・決算審査特別委員会の設置について

○議長（三田敏秋君） お諮りします。

この際、ただいま議題となっております令和2年度村上市一般会計補正予算（第4号）の審査を行うため、お手元に配付の資料のとおり、一般会計予算・決算審査特別委員会を設置し、審査を行うこととしたいと思います。

よって、一般会計予算・決算審査特別委員会の設置についてを日程に追加し、議題としたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） ご異議なしと認めます。

よって、一般会計予算・決算審査特別委員会の設置についてを日程に追加をし、直ちに議題といたします。

追加日程第2、一般会計予算・決算審査特別委員会の設置についてお諮りをいたします。令和2年度村上市一般会計補正予算（第4号）の審査を行うため、一般会計予算・決算審査特別委員会を設置したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） ご異議なしと認めます。

よって、一般会計予算・決算審査特別委員会の設置については決定をされました。

追加日程第3 一般会計予算・決算審査特別委員会の委員の選任について

○議長（三田敏秋君） お諮りをいたします。

ただいま設置されました一般会計予算・決算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、お手元に配付の資料のとおり、議長において議長を除く全議員を指名いたします。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました諸君は、一般会計予算・決算審査特別委員会の委員に選任をされました。

ただいま議題となっております議第105号については、予算付託表のとおり会議規則の規定によって一般会計予算・決算審査特別委員会に付託をいたします。

日程第14 議第106号 令和2年度村上市介護保険特別会計補正予算（第1号）

議第107号 令和2年度村上市簡易水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（三田敏秋君） 日程第14、議第106号及び議第107号の2議案を一括して議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） ただいま上程をいただきました議第106号及び議第107号につきまして、一括して提案理由のご説明を申し上げます。

初めに、議第106号は、令和2年度村上市介護保険特別会計補正予算（第1号）についてであります。歳入歳出予算の総額にそれぞれ30万円を追加し、予算の規模を76億5,430万円にしようとするものであります。

補正の内容といたしましては、歳入におきまして、第9款繰越金で前年度繰越金30万円を、歳出におきましては、第6款諸支出金で国庫支出金等返還金30万円をそれぞれ追加しようとするものであります。

次に、議第107号は、令和2年度村上市簡易水道事業会計補正予算（第1号）についてであります。収益的収入及び支出におきまして、収入ではその他特別利益に388万円を追加し、総額3億1,949万円にしようとするものであります。

また、支出におきましては、修繕費に388万円を追加し、収入と同額の総額3億1,949万円にしようとするものであります。

よろしくご審議の上、原案どおりご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三田敏秋君） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第106号及び議第107号の2議案は、予算付託表のとおり、会議規則の規定によってそれぞれ議第106号については市民厚生常任委員会に、議第107号については経済建設常任委員会に付託をいたします。

○議長（三田敏秋君） 以上で本日の日程は全て終了いたします。

本日はこれで散会いたします。

なお、11日から本会議を開き一般質問を行いますので、定刻までにご参集をください。

長時間大変ご苦労さまでございました。

午後 2時04分 散 会